事務連絡

令和６年８月９日

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

板橋区福祉部障がい政策課

**児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援における**

**自己評価の実施及び公表に関する届出について**

　平素より、板橋区の障がい児（者）福祉にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

　標記の件につきまして、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者は、事業所の体制等について質の評価（以下「自己評価」という。）を行い、改善を図るとともに、その結果をおおむね１年に１回以上、インターネットの利用その他の方法で公表することが義務付けられたことから、毎年の自己評価の実施、公表について、区への届出をお願いしているところです。

　このたび、令和６年度報酬改定により、自己評価の実施、公表に関する変更のほか、保育所等訪問支援が新たに対象に加わることになりましたので、下記の通りご対応いただきますようお願いいたします。

　なお、**自己評価結果の公表について届出がされていない場合は、自己評価結果等未公表減算の対象**となり、届出がされていない月から当該状態が解消に至った月まで、障がい児全員について減算されることとなっておりますので、あわせてご留意願います。

記

１　対象事業所

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の各事業所

**※　令和６年度より、保育所等訪問支援が自己評価の対象に加わりました。**

２　自己評価の実施、公表の流れ

別紙の「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ」及び参考様式１～３を参考にしながら、「保護者評価」「従業者評価」「事業所全体の自己評価」を実施して、評価結果の公表を行ってください。

※　令和６年度報酬改定により、保護者の他に従業者による評価も行ったうえで、事

　業所全体の自己評価を行うこととなりました。

**※　保育所等訪問支援は、上記の各評価に加えて「訪問先施設評価」も行う必要があります。**

３　公表時期（届出時期）

新たに事業所の指定を受けた日、または前回公表した実施時期から１年以内に公表し、速やかに（前回公表した実施時期から１年１か月以内に）区に届出をしてください。

４　公表方法

・　別紙の参考様式１～３に基づき、以下の内容を公表してください。

①「事業所における自己評価総括表」

②「保護者からの事業所評価の集計結果」

③「事業所における自己評価結果」

④「訪問先施設からの事業所評価の集計結果」（保育所等訪問支援のみ）

　・　公表方法については、原則インターネットを利用し、事業所のホームページ等がな

い場合は、独立行政法人福祉医療機構が運営するＷＡＭ－ＮＥＴを活用（※）するな

ど工夫するようにしてください。

（※）ＷＡＭ－ＮＥＴで登録する事業所情報の「サービス内容」の「利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等」にある「第三者評価の結果」の欄にＰＤＦを掲載することで、インターネットでの公表を行ったものとみなします。

＜公表時の注意点＞

・　公表にあたっては、セキュリティ保護のあるサイト等（Facebook等、閲覧制限のあるサイトは不可）に掲載し、広く公表されるようにしてください。

・　保護者への結果周知や施設内での掲示等の特定の者しか見ることができないものに

ついては、公表とはなりませんのでご注意ください。

・　公表時には、**評価の実施時期と公表の実施時期が分かるように掲載**してください。

・　過去に公表した自己評価結果のデータについても同じＷＥＢページ上に掲載し、前

回の公表の時期から１年以内に公表されているかどうかを客観的に確認できるように

してください。

５　区への届出方法

（１）提出書類

区ホームページ掲載の下記①、②をダウンロードして記入、提出してください。

①　変更届出書（第３号様式）

　　　※「１３　障害児（入所・通所）給付費の請求に関する事項」に〇をつけ、変更後の欄に「自己評価結果等未公表減算なし」と明記してください。

②　 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援における自己評価の実施及び公表状況に関する届出書

※　公表方法に応じて、添付書類が必要な場合は添付してください。

（２）提出方法・提出先

　　　郵送、窓口、メールのいずれかの方法で提出してください。

〒173-8501　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区福祉部障がい政策課 認定給付・指導係

（板橋区役所本庁舎南館３階24番窓口）

　　　　メールアドレス：[f-nintei@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:f-nintei@city.itabashi.tokyo.jp)

　　　　※メール提出の場合には、件名を「自己評価届出書一式（事業所名）」としてくだ

さい。

６　減算の適用について

自己評価結果未公表減算については、**自己評価結果等の公表が届出されていない場合**

**に適用**されます。届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障

がい児全員について基本報酬から１５パーセント減算することとなっています。

７　その他

・　アンケート実施の際には、本人が特定されないような配慮・工夫をお願いします。

・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による自己評価が困難な場合の取り扱い」

を含む「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」(令和５年４月28日付け厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課ほか事務連絡)につきましては、令和５年５月８日をもって終了しています。

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

担 当：板橋区　福祉部　障がい政策課　認定給付・指導係

ＴＥＬ：０３－３５７９－２３９２

ＦＡＸ：０３－３５７９－４１５９